

○尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 施行規則

昭和39年4月1日

規則第23号

改正 昭和42年4月1日規則第22号 昭和45年9月14日規則第63号
昭和47年8月21日規則第61号 昭和48年6月12日規則第47号
昭和49年3月30日規則第29号 昭和49年4月1日規則第44号
昭和50年5月31日規則第48号 昭和50年10月8日規則第73号
昭和51年3月31日規則第13号 昭和54年7月31日規則第36号
昭和55年4月9日規則第36号 昭和55年5月28日規則第45号
昭和58年5月27日規則第45号 昭和61年7月8日規則第47号
昭和63年11月30日規則第59号 平成3年9月26日規則第46号
平成4年7月27日規則第45号 平成5年5月31日規則第39号
平成7年3月10日規則第3号 平成17年3月30日規則第16号
平成17年10月25日規則第68号 平成18年3月28日規則第19号
平成20年12月25日規則第62号 平成22年3月31日規則第18号
平成23年3月29日規則第10号 平成25年6月27日規則第47号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和39年尼崎市条例第2号。以下「条例」という。)第8条、第13条及び付則第3項の規定に基づき、尼崎市立老人福祉センター(以下「センター」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(昭45規則63・昭58規則45・平17規則68・平20規則62・平23規則10・一部改正)

(利用許可の手續)

第2条 条例第5条の規定により利用許可を受けようとする老人(60歳以上の者をいう。以下同じ。)は、利用者名簿にその住所、氏名その他必要な事項を記載しなければならない。ただし、老人であることを確認するに足りる証明書等を提示したときは、この限りでない。

2 前項の場合において、老人が団体でセンターを利用しようとするときは、利用しようとする日の7日前までに同項の規定による利用許可の手續をしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用許可を受けようとする者(老人を除く。)は、利用しようとする日の6日前から前日までの間に、利用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(昭45規則63・全改、昭47規則61・昭51規則13・平17規則68・平18規則

19・平22規則18・平25規則47・一部改正)

(利用者の遵守事項)

第3条 利用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けずに壁、柱、扉等に貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (3) 物品を販売しないこと。
- (4) 利用許可を受けていないセンターの部屋又は付属設備を利用しないこと。
- (5) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 利用を終えたときは、直ちに、清掃のうえ原状に回復し、その旨を係員に報告し、点検を受けること。
- (7) その他市長が指示した事項

(昭45規則63・一部改正、平17規則68・旧第5条繰上、平23規則10・旧第4条繰上、平25規則47・一部改正)

(利用時間等)

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

2 センターの休園日は、次表のとおりとする。

名称	休園日	
総合老人福祉センター	日曜日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（日曜日が休園日であるセンターにあつては、同法に規定する休日）及び12月29日から翌年の1月3日まで
鶴の巣園	水曜日	
千代木園	月曜日	
福喜園	金曜日	
ワークセンター和楽園	木曜日（授産事業に係る施設にあつては、日曜日及び木曜日）	

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、センターの利用時間若しくは休園日を変更し、又は臨時に休園することができる。

(昭45規則63・追加、昭48規則47・昭49規則29・一部改正、昭50規則48・全改、昭50規則73・昭51規則13・昭54規則36・昭55規則36・昭55規則45・昭58規則45・昭61規則47・昭63規則59・平3規則46・平4規則45・平5規則39・平7規則3・平17規則16・一部改正、平17規則68・旧第6条繰上・一部改正、平18規則19・一部改正、平23規則10・旧第5条繰上、平25規則47・一部改正)

(適用区分)

第5条 市長が必要と認める範囲内で、老人の付添いとして入園する者については、使用料を徴収し

ない。

(昭45規則63・追加、平17規則68・旧第7条繰上、平23規則10・旧第6条繰上)
(指定申請の公告)

第6条 市長は、条例第7条の規定によりセンター（総合老人福祉センターに限る。）の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第8条の規定による指定の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(平17規則68・追加・旧第8条繰上、平20規則62・一部改正、平23規則10・旧第7条繰上)

(指定申請の方法)

第7条 指定申請は、市長が定める受付期間内に行わなければならない。

2 条例第8条及び付則第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人以外の団体にあつては、これに相当する者）の名簿及び履歴書
- (3) 法人等が指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）における当該法人等の事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 法人等（申請年度に設立された法人等を除く。）の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 申請年度における財産目録
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(平17規則68・追加・旧第9条繰上、平20規則62・一部改正、平23規則10・旧第8条繰上)

(指定管理者の指定等の通知)

第8条 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者指定通知書により当該指定された法人等に通知するものとする。

2 市長は、指定申請を行った法人等を指定管理者に指定しなかったときは、その旨を指定管理者不指定通知書により当該指定されなかった法人等に通知するものとする。

(平17規則68・追加・旧第10条繰上、平23規則10・旧第9条繰上)

(協定の締結)

第9条 指定管理者は、センターの管理に関し、次の各号に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第11条各号に掲げる業務に関する事。
- (2) 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)の運用に関する事。
- (3) 尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)の運用に関する事。
- (4) 指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関する事。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出に関する事。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事。
- (7) その他市長が必要と認める事項

(平17規則68・追加・旧第11条繰上、平23規則10・旧第10条繰上)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、主管局長が定める。

(昭42規則22・昭45規則63・昭49規則44・一部改正、平17規則68・旧第8条繰下・旧第12条繰上・一部改正、平23規則10・旧第11条繰上)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年4月1日規則第22号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

付 則(昭和45年9月14日規則第63号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の尼崎市立鶴の巣園の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいてなされた処分その他の手続は、それぞれこの規則による改正後の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいてなされた処分その他の手続とみなす。

付 則(昭和47年8月21日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年6月12日規則第47号)

この規則は、昭和48年6月19日から施行する。

付 則（昭和49年3月30日規則第29号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和49年4月1日規則第44号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年5月31日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年10月8日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年3月31日規則第13号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則（昭和54年7月31日規則第36号）

この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

付 則（昭和55年4月9日規則第36号）

この規則は、昭和55年4月10日から施行する。

付 則（昭和55年5月28日規則第45号）

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

付 則（昭和58年5月27日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の表の改正規定は、昭和58年6月7日から施行する。

付 則（昭和61年7月8日規則第47号）

この規則は、昭和61年7月10日から施行する。

付 則（昭和63年11月30日規則第59号）

この規則は、昭和63年12月1日から施行する。

付 則（平成3年9月26日規則第46号）

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

付 則（平成4年7月27日規則第45号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

付 則（平成5年5月31日規則第39号）

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

付 則（平成7年3月10日規則第3号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月30日規則第16号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成17年10月25日規則第68号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び付則第3項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

（選定手続の特例）

- 2 指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成17年尼崎市条例第54号）付則第2項の規定により選定をする場合にあつては、第1条の規定による改正後の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条及び第8条の規定は、適用しない。

（平17規則68・一部改正）

（前項の一部改正）

- 3 前項の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成18年3月28日規則第19号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成20年12月25日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年3月31日規則第18号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定及び同条第3項の改正規定（「条例別表に定める」を「老人以外の」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年3月29日規則第10号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

付 則（平成25年6月27日規則第47号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第4条第2項の表の改正規定（「土曜日」を「木曜日」に改める部分に限る。）は、同年8月1日から施行する。